

岡山労働局発表
平成30年12月25日(火)

岡山労働局職業安定部職業対策課
担当： 職業対策課長 片山 弘志
職業対策課長 補佐 定岡 徹
地方障害者雇用担当官 新木 義則
電話： 086-801-5108

岡山県の機関、市町村の機関、岡山県等の教育委員会及び地方独立行政法人等における平成30年6月1日現在の障害者の任免状況等の結果について

岡山労働局では、今般、岡山県内の公的機関等について、平成30年6月1日現在における障害者の任免状況等の集計結果をとりまとめましたので、公表します。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

1 集計結果の主なポイント

- 法定雇用率が2.5%の県市町等の機関では、76.1%の機関が法定雇用率を達成
- 法定雇用率が2.4%の県等の教育委員会では、60.0%の機関が法定雇用率を達成
- 法定雇用率が2.5%の独立行政法人等では、全ての法人が法定雇用率を達成

このような状況を踏まえ、岡山労働局としては、公的機関等については、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、厳正な達成指導を実施するとともに、障害者採用計画の管理を行うこととしている。

2 地方公共団体における状況

- 2.4%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会に在籍している障害者の数は323.0人、実雇用率は2.18%であった。
〈別紙1、別紙2参照〉
- 地方公共団体の機関（法定雇用率2.5%）に在籍している障害者の数は539.5人、実雇用率は2.48%であった。（46機関中35機関が達成。）
雇用率達成機関の割合は76.1%と全国平均69.7%を上回っている。

3 地方独立行政法人等における状況

- 独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は115.0人、実雇用率は2.55%であった。（5法人中5法人が達成。）
〈別紙3参照〉

地方公共団体における雇用状況

岡山労働局職業対策課

平成30年6月1日現在

地方公共団体における雇用状況

	① 機関数	② 法定雇用 障害者数の 算定の 基礎とな る職員数	③ 障 害 者 の 数					④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 雇用率達 成機関数	⑥ 雇 用 率 達 成 機 関 の 割 合
			A 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	C 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D 重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間労働者	E 計 A×2+B+C+ D×0.5			
岡山県										
2.5%が適用 される機関	機関 46 (45)	人 21,754.5 (21,518.0)	人 164 (157)	人 10 (16)	人 193 (180)	人 17 (35)	人 539.5 (527.5)	% 2.48 (2.45)	機関 35 (42)	% 76.1 (93.3)
2.4%が適用 される機関	機関 5 (6)	人 14,849.5 (14,962.0)	人 79 (77)	人 1 (2)	人 162 (156)	人 4 (7)	人 323.0 (315.5)	% 2.18 (2.11)	機関 3 (5)	% 60.0 (83.3)

全国の状況

	① 機関数	② 法定雇用 障害者数の 算定の 基礎とな る職員数	③ 障 害 者 の 数					④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 雇用率達 成機関数	⑥ 雇 用 率 達 成 機 関 の 割 合
			A 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	C 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D 重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間労働者	E 計 A×2+B+C+ D×0.5			
全 国										
2.5%が適用 される機関	機関 2,529 (2,525)	人 1,398,681.5 (1,466,929.5)	人 8,921 (9,111)	人 728 (733)	人 14,269 (14,137)	人 1,294 (1,437)	人 33,486.0 (33,810.5)	% 2.39 (2.30)	機関 1,762 (1,946)	% 69.7 (77.1)
2.4%が適用 される機関	機関 120 (115)	人 665,709.0 (668,289.5)	人 3,484 (3,398)	人 181 (173)	人 5,326 (5,138)	人 390 (461)	人 12,670.0 (12,337.5)	% 1.90 (1.85)	機関 52 (66)	% 43.3 (57.4)

- (注) 1 法定雇用率2.4%が適用される機関は、県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。それ以外の機関は、法定雇用率2.5%が適用される。
- 2 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 ③欄の「障害者の数」とは、「◎法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照。
- 4 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。

公的機関の雇用状況

(別紙2)

岡山労働局職業対策課
平成30年6月1日現在

1 県の機関の状況 (法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	4,805.5	120.0	2.50	1.0	
岡山県(知事部局)	4,151.0	105.0	2.53	0.0	地方特例認定
岡山県警察	654.5	15.0	2.29	1.0	

2 教育委員会の状況

法定雇用率2.4%	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
岡山県教育委員会	10,314.0	236.0	2.29	11.0	
合計	4,535.5	87.0	1.92	21.0	
岡山市教育委員会	3,036.0	51.0	1.68	21.0	
倉敷市教育委員会	1,207.0	28.0	2.32	0.0	
玉野市教育委員会	128.0	4.0	3.13	0.0	
井原市教育委員会	164.5	4.0	2.43	0.0	

法定雇用率2.5%	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	1,700.0	36.0	2.12	5.0	
津山市教育委員会	166.0	2.0	1.20	2.0	
津総社市教育委員会	269.0	7.0	2.60	0.0	
瀬戸内市教育委員会	159.0	4.0	2.52	0.0	
赤磐市教育委員会	100.0	2.0	2.00	0.0	
真庭市教育委員会	179.5	4.0	2.23	0.0	
浅口市教育委員会	136.0	3.0	2.21	0.0	
美作市教育委員会	167.5	4.0	2.39	0.0	
美咲町教育委員会	173.0	3.0	1.73	1.0	※1
和気町教育委員会	106.0	3.0	2.83	0.0	
鏡野町教育委員会	136.5	4.0	2.93	0.0	
勝央町教育委員会	51.5	0.0	0.0	1.0	
早島町教育委員会	56.0	0.0	0.0	1.0	

3 市町等の機関の状況 (法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	15,249.0	383.5	2.51	7.5	
岡山市	3,829.5	101.0	2.64	0.0	
倉敷市	2,713.0	71.0	2.62	0.0	
津山市	714.0	16.5	2.31	0.5	
玉野市	427.0	11.5	2.69	0.0	
笠岡市	561.0	12.0	2.14	2.0	地方特例認定 ※2
井原市	363.5	7.0	1.93	2.0	
津総社市	426.0	12.0	2.82	0.0	
高梁市	570.0	13.0	2.28	1.0	地方特例認定 ※3
新見市	474.5	13.0	2.74	0.0	地方特例認定
備前市	642.0	15.0	2.34	1.0	地方特例認定
瀬戸内市	395.0	9.0	2.28	0.0	
赤磐市	363.5	9.0	2.48	0.0	
真庭市	536.0	14.0	2.61	0.0	
美作市	500.5	11.0	2.20	1.0	※4
浅口市	239.0	6.0	2.51	0.0	
和気町	157.0	3.0	1.91	0.0	
早島町	101.0	2.0	1.98	0.0	
里庄町	104.5	2.0	1.91	0.0	地方特例認定
矢掛町	266.0	7.0	2.63	0.0	地方特例認定
鏡野町	242.0	7.0	2.89	0.0	
勝央町	150.0	3.0	2.00	0.0	
美咲町	78.0	1.0	1.28	0.0	
久米南町	115.0	2.0	1.74	0.0	※1
岡山市水道局	286.5	8.0	2.79	0.0	
倉敷市水道局	129.0	3.0	2.33	0.0	
倉敷市病院事業	131.0	3.0	2.29	0.0	
玉野市病院事業	166.0	5.0	3.01	0.0	
井原市病院事業	161.5	4.5	2.79	0.0	
瀬戸内市病院事業	89.0	4.0	4.49	0.0	
真庭市病院事業	100.5	3.0	2.99	0.0	
倉敷市競艇事業	45.0	1.0	2.22	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、「①法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 地方特例認定とは、障害者雇用率制度の運用上、二つ以上の機関を合算して同一の機関とみなす制度である。
- 5 ※1 平成30年11月7日付けで美咲町と美咲町教育委員会が、地方特例認定により不足数0人(実雇用率2.32%)で達成。
 ※2 平成30年12月1日現在、障害者を雇用し不足数0人(実雇用率2.66%)で達成。
 ※3 平成30年11月1日現在、障害者を雇用し不足数0人(実雇用率2.46%)で達成。
 ※4 平成30年11月19日現在、障害者を雇用し不足数0人(実雇用率2.60%)で達成。
- 6 吉備中央町においては、障害者任免状況通報書を精査しているところであり、計上していない。

独立行政法人等における雇用状況

岡山労働局職業対策課
平成30年6月1日現在

独立行政法人等の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	4,508.5	115.0	2.55	0.0	
国立大学法人岡山大学	3,385.0	87.0	2.57	0.0	
公立大学法人岡山県立大学	173.0	5.0	2.89	0.0	
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	239.0	5.0	2.09	0.0	
地方独立行政法人岡山市立総合医療センター	669.0	17.0	2.54	0.0	
公立大学法人新見公立大学	42.5	1.0	2.35	0.0	※1

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、「◎法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ※1 公立大学法人新見公立大学は、平成30年度から通報義務の対象となった。

全国の状況

全国	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 雇用率達成法人数	⑥ 雇用率達成法人の割合
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E 計 A×2+B+C+D×0.5			
計	法人 348 (337)	人 432,729.0 (429,408.5)	人 2,705 (2,562)	人 166 (164)	人 5,332 (4,805)	人 204 (264)	人 11,010.0 (10,225.0)	% 2.54 (2.38)	法人 240 (258)	% 69.0 (76.6)
独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	法人 92 (90)	人 209,593.5 (209,032.0)	人 1,342 (1,282)	人 108 (108)	人 2,735 (2,474)	人 142 (181)	人 5,598.0 (5,236.5)	% 2.67 (2.51)	法人 69 (76)	% 75.0 (84.4)
国立大学法人等	法人 90 (90)	人 146,562.0 (146,231.0)	人 936 (891)	人 32 (27)	人 1,703 (1,562)	人 31 (37)	人 3,622.5 (3,389.5)	% 2.47 (2.32)	法人 58 (67)	% 64.4 (74.4)
地方独立行政法人等	法人 166 (157)	人 76,573.5 (74,145.5)	人 427 (389)	人 26 (29)	人 894 (769)	人 31 (46)	人 1,789.5 (1,599.0)	% 2.34 (2.16)	法人 113 (115)	% 68.1 (73.2)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③欄の「障害者の数」とは、「◎法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 () 内は平成29年6月1日現在の数値である。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である。平成30年4月1日より精神障害者が雇用義務の対象に加えられた。

区 分		雇用義務企業等の規模	法定雇用率
民間企業	一般の民間企業	45.5人以上規模の企業	2.20%
	特殊法人等	労働者数40.0人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	2.50%
国、地方公共団体		40.0人以上規模の機関	2.50%
都道府県等の教育委員会		42.0人以上規模の機関	2.40%

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

<カウント方法>

- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者で、
 - ① 新規雇入れから3年以内の方 又は 精神障害者精神保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ
 - ② 平成35年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方については、1人をもって1人とみなされる。